

西播都市計画事業浜市土地区画整理事業保留地の処分に係る一般競争入札 実施要項

令和８年１２月２１日（月）に赤穂市浜市土地区画整理組合が実施する「西播都市計画事業浜市土地区画整理事業保留地の処分に係る一般競争入札」に参加される方は、この実施要項に定める事項を十分承知の上、参加してください。

（実施要項）

- 入札物件一覧
- 入札日時及び場所
- 入札参加申込から売買契約の締結・所有権移転まで
 - 日程概要（入札スケジュール）
 - 参加申込
 - 入札
 - 落札者の決定
 - 契約保証金
 - 契約の締結
 - 売買代金の支払
 - 土地の引渡し及び所有権移転登記
 - 使用用途の制限
 - その他留意事項

（提出書類様式）

- ☐ 一般競争入札参加申込書（一般競争入札資格証）
- ☐ 誓約書
- ☐ 納税証明書
- ☐ 入札書
- ☐ 委任状
- ☐ 入札封筒の記入の仕方

●入札物件

西播都市計画事業浜市土地区画整理事業保留地

物件 番号	物件所在地	地目	地積	最低処分価格	備考
①	赤穂市浜市 780 番	宅地	139.76 m ²	19,850,000 円	(市街化区域) 第一種中高層 住居専用地域
	赤穂市浜市 791 番	宅地	134.23 m ²		同上
	赤穂市浜市 803 番	宅地	149.13 m ²		同上
	赤穂市浜市 918 番	宅地	148.74 m ²		同上
	赤穂市浜市 1034 番	宅地	245.70 m ²		同上

※土地の個別販売は行いません。

※最低処分価格を下回る金額の入札は無効となります。入札額が最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方へ売却します。

●入札日時及び場所

入 札 日 令和8年12月21日(月) 入札時間は下記のとおりです。

入札場所 赤穂市役所 2階 204会議室

入札一覧

物件番号	物件所在地	入札時間	備考
①	赤穂市浜市 780 番	午前10時00分	
	赤穂市浜市 791 番		
	赤穂市浜市 803 番		
	赤穂市浜市 918 番		
	赤穂市浜市 1034 番		

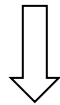
●入札参加申込から売買契約の締結・所有権移転まで

○日程概要

① 実施要項の配布、閲覧

令和8年10月14日（水）～
令和8年12月16日（水）

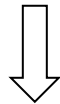
○赤穂市浜市土地区画整理組合事務局（赤穂市役所2階 建設部区画整理課）の窓口で実施要項を配布します。



②入札参加申込受付

令和8年10月14日（水）～
令和8年12月16日（水）

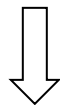
○一般競争入札参加申込書に必要書類を添付して提出してください。



③入札及び買受人の決定

令和8年12月21日（月）

○買受人は、売却決定通知を受けた日から契約日の前日までに契約保証金（売買代金の10分の1以上の金額）を納付してください。



（売却決定通知を受けた日から30日以内）

④売買契約の締結

○契約保証金の納付後、契約を締結します。
（契約保証金は土地代金に充当します。）



（売買契約締結の日から30日以内）

⑤売買代金の納付、土地の引き渡し、
所有権移転登記

○売買契約締結の日から30日以内に代金を納付してください。
○所有権移転登記は、赤穂市浜市土地区画整理組合が行います。（ただし、登録免許税等諸費用は買受人負担となります。）

○参加申込

1 一般競争入札参加申込書、実施要項及び関係書類の配布

- (1) 期間 令和8年10月14日(水)から 令和8年12月16日(水)まで
(土・日・祝日を除く。)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (2) 場所 赤穂市加里屋81番地 赤穂市浜市土地区画整理組合事務局
赤穂市役所2階 建設部区画整理課
電話 0791-43-6829 (直通)

2 申込資格

- (1) 個人又は法人で、市内・市外を問いません。共有名義による申込もできます。

※ ただし、「赤穂市暴力団排除条例」第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者は参加できません。

なお、入札後に上記に該当すると判明した場合には、契約しません。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する資格制限に該当しない者。

(参考) 地方自治法施行令第167条の4第1項、第2項に規定する資格制限

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させることができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 申込方法は、申込書類を申込期間内に持参して提出してください。

(1) 申込書類

①一般競争入札参加申込書（正・副 2部）

②印鑑証明（発行日から3ヶ月以内のもの。コピー不可）

③身分証明書

※破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証明する書類で、
本籍地の市町村長又はその他官公署の長が発行するもの

※法人の場合不要

④誓約書

⑤住民票の写し 1通（3ヶ月以内のもの。コピー不可）

※法人の場合、商業登記事項証明書 1通（3ヶ月以内のもの。コピー不可）

⑥納税証明書（実施要項に定める様式を使用のこと。共有の場合は共有者全員の証明書）

(2) 申込期間・提出先

①申込期間 令和8年10月14日（水）から
令和8年12月16日（水）まで（土・日・祝日を除く。）

時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

②提出先 赤穂市加里屋81番地 赤穂市浜市土地区画整理組合事務局
赤穂市役所2階 建設部区画整理課

(3) 郵送による申込はできません。

4 次のいずれかに該当する申込は、無効とします。

(1) 申込期間経過後の申込

(2) 申込資格が無い者の申込

(3) 一般競争入札参加申込書の主要な事項の記載が確認し難いとき

(4) 一般競争入札参加申込書に記名及び押印がないとき

(5) 一般競争入札参加申込書に虚偽の記載があるとき

(6) その他実施要項の記載事項に違反しているとき

○入 札

1 日時及び場所

(1) 日 時 令和8年12月21日（月）
午前10時00分より実施

(2) 場 所 赤穂市役所 2階 204会議室

※開始時間に遅れた場合には入札に参加できません。

また、当日持参するものを忘れた場合も入札に参加できませんのでご注意ください。

2 当日持参するもの

(1) 一般競争入札資格証

入札参加申込受付時に、受付印が押印されたもの

(2) 入札書

入札書は、任意の封筒に入れ、のりづけをしてください。

封筒ののりづけ部分には割り印をしてください。

(3) 委任状

代理人が参加される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑を持参してください。

(4) 印 鑑

申込者本人が入札される場合には、申込書に押印したものと同一印鑑

代理人が入札される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑

(5) 本人確認書類(提示)

入札者(代理人が入札される場合は代理人)の顔写真がついた本人確認書類
(運転免許証または官公署の発行した顔写真のついた本人確認書類)を提示してください。

3 入札の注意事項

(1) 入札書には、入札者の住所・氏名を記入のうえ、印鑑(入札参加申込書に押印された印鑑)を必ず押印してください。

代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入のうえ、代理人の印鑑(委任状の代理人使用印)を必ず押印してください。

(2) 入札書の記入は、黒又は青のボールペン又は万年筆で記入してください。(鉛筆は用いないでください。)

(3) 入札書の金額の記入は、最初の数字の前に「¥」マークを付けて、アラビア数字(0、1、2、3・・・)で、該当物件の入札金額を記入してください。

(4) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(5) 入札書に記載された金額に訂正のあるものは無効となりますので、書き損じが発生した場合は、必ず新たな入札書を使用してください。

(6) 予め公表している「最低処分価格」を下回る金額を記入したものは、無効となります。

(7) 代理人は、同一物件の入札において、他の入札者の代理人を兼ねることはできません。また、複数の入札者の代理を行うことはできません。

(8) 不審な札や談合があったと思われる札があった場合は、落札者の決定を保留することがあります。

(9) 入札は1回のみです。再度入札はありません。

(10) 当該物件の入札が終わるまでは途中退室できません。

4 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札者若しくはその代理人が同一の物件について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してきた入札
- (3) 入札書に記載事項が不明な入札又は入札書に記名若しくは押印がない入札
- (4) 入札額を訂正した場合において、訂正印のない入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 所定の入札書によらない入札
- (7) 入札金額が最低処分価格未満の入札
- (8) 入札参加申込書に押印した印鑑と違う印鑑による入札
(代理人による入札の場合、委任状の代理人使用印と異なる印鑑による入札)
- (9) 鉛筆を用いて数字を記入した入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

5 入札の中止

- (1) 天災等、やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。
- (2) 入札の執行を中止又は延期した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、赤穂市浜市土地区画整理組合は賠償の責めを負いません。

○落札者の決定

- 1 入札締切り後、直ちに開札します。
- 2 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が赤穂市浜市土地区画整理組合の定める最低売却価格以上で、かつ、**最高の価格をもって入札した者。**
 - (2) 上記により、最高価格に該当する者が2人以上あるときは、その場でくじ引きにより決定します。この場合、くじを引くことを辞退できません。
- 3 落札者には保留地売却決定通知書により通知します。

○契約保証金

- 1 落札者は、売買契約の締結日までに、売買代金の10分の1以上の額（円未満切上げ）を契約保証金として納付していただきます。
契約保証金は、契約締結後、売買代金に充当します。
- 2 落札者が契約内容を履行しないとき、落札者が契約を辞退したとき、また、落札者の責に帰すべき事由により契約の解除になったときは、契約保証金を返還いたしません。

○契約の締結

- 1 落札者とは、売却決定通知を受けた日から30日以内に保留地売買契約を締結します。
- 2 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

○売買代金の支払

- 1 契約締結の日から30日以内に全額納付する必要があります。ただし特別の理由があるときは、その契約に定めるところによるものとします。

○土地の引渡し及び所有権移転登記

- 1 土地代金が完納された後、現状有姿で土地を引き渡します。
- 2 所有権移転登記は、赤穂市浜市土地区画整理組合が行います。ただし、登記に係る登録免許税等諸費用は、落札者(購入者)の負担となります。

○使用用途の制限

- 1 次に掲げる利用は禁止とします。
 - (1)「赤穂市暴力団排除条例」第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者の活動
 - (2)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員の活動
 - (3)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に定める営業
 - (4)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条に定める産業廃棄物の処理
 - (5)その他公序良俗に反する利用
- 2 赤穂市浜市土地区画整理組合が必要と認めるときは実地調査等を行います。落札者(購入者)はこれに協力しなければなりません。
- 3 上記の制限に違反した場合には、赤穂市浜市土地区画整理組合は買戻しをすることができるものとします。買戻しの期間は、契約締結日から5年間とします。

○その他留意事項

- 1 入札に参加しようとする場合は、この要項に定められた事項について熟知しておいてください。なお、土地の利用制限等については、予め各自で関係機関に確認ください。
- 2 保留地位置図及び拡大図は現地の概要を把握するために作成した資料ですが、現況を全て正確に表したものではありません。なお、現況と異なる場合には現況が優先します。現地の状況は、必ず申込者自身でご確認ください。
- 3 売却物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。売却物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、落札者(購入者)が行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。

(問い合わせ先)

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地
赤穂市浜市土地区画整理組合事務局
(赤穂市 建設部 区画整理課)
電話番号 0791-43-6829 (直通)